

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月9日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第10号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条及び第21条第2項中「評価療養」の次に「、患者申出療養」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。